

令和2年 第7回農業委員会総会議事録

令和2年7月9日（木）

16時00分から17時15分まで

3階 大会議室

出席農業委員	11名	欠席	なし	農地利用最適化推進委員	2名
委員出席者	会長	1番	篠崎 隆	職務代理者	2番 阿部 三千里
	委員	3番	堀田 友紀恵	4番	安武 一明
		5番	松井 和行	6番	吉田 敬二
		7番	石川 賢一	8番	福田 誠
		9番	落石 好紀	10番	笠井 初男
		11番	堺 千賀子		
農地利用最適化推進委員		岩隈 和重（立花）		落石 廣孝（新宮）	
欠席者		なし			
事務局出席者		高木課長、亀井主幹、高野主査			
動議及び提出者氏名		なし			
議 題					
事務局	<p>全員起立、礼、ご着席ください。</p> <p>総会出席者数13名、農業委員出席者11名、欠席者ありません。定数に達しておりますので只今から7月の農業委員会総会を開会いたします。</p>				
会長	<p>会長あいさつ</p> <p>9番落石委員、10番笠井委員議事録押印者任命。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>				
事務局	<p>第1号議案農用地利用集積計画申出書について説明します。1頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積1,566㎡。利用権を設定する者、〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇。利用権の種類、賃借権の設定。存続期間、令和2年8月1日から令和12年7月31日、借賃、〇〇、作付け内容は果樹、花卉、すももの計画です。他1筆については、記載のとおりです。2筆合計3,166㎡についてです。2頁になります。申請地は、〇〇にある農地です。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に参考字図集合図を添付しております。利用権の設定を受ける〇〇さんは営農されており、農業に精通しており問題ありません。以上で説明を終わります。</p>				

会 長	何か意見はありませんか。地元から何かあればお願いします。
○番委員	地元は問題ありません。
○番委員	申請地は、以前隣地の樹木伐採で問題が生じていた箇所か？
事務局	ご質問のとおりです。懸案事項については、未解決ですが、今回の農地利用により、改善されると思われます。問題が生じれば調整します。
推進委員	〇〇では荒廃した農地が問題となっている。農地の流動化を進める取り組みは非常に良いので、中間管理事業など制度の活用をはかり利用調整を進めて欲しい。
推進委員	貸付期間について、決まりはあるのか？
事務局	期間については、双方の協議により設定してもらいます。借り手としては長く、貸し手としては、いつでも返してもらえようと双方の意向の調整が重要となります。町としても荒廃農地の解消に努めていますので、各地区の農業委員さんで、借地できる農地の情報があれば事務局に提供をお願いします。農地利用が進むよう調整をさせていただきます。
推進委員	農区費についてはどうなるか？農区との調整は？
事務局	農区費等については、各農区のルールに従います。申請時に各地域と調和するよう調整しておりますので、問題があれば事務局にご連絡ください。
会 長	他に意見がなければ、農用地利用集積計画申出書について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 引き続き第2号議案について、事務局説明願います。
事務局	第2号議案特定農地貸付承認申請書について説明します。5頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積1,293㎡。所有者、〇〇。開設者、所有者に同じ。貸付規定の概要、区画数、20区画、期間2カ月から5年未満、募集及び選考、インターネット等による公募、先着順。用途、都市計画、調整区域、農振計画、農用外となっております。1筆合計1,293㎡です。6頁になります。申請地は、〇〇にある農地です。7頁に現況のわかる航空写真を、8頁に参考字図集合図を添付しております。9頁が計画図です。計画地周囲については、東西に民家、北側に農地、南側が町道です。境界については、既存石垣等で明示されています。南側町道から1箇所乗り入れ、20区画に対し、10台程度の駐車スペースをとってあります。路上駐車がないよう指導しています。設備は特になく、給水タンク程

	<p>度で、トイレは設置されません。貸付規定に基づき貸し出しを行います。園主は〇〇さんですが、市民農園のノウハウがない為、民間企業さんと協力して、運営募集を行われます。地元と協議済みで調整しており、町と協定もしており特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>何か意見はありませんか。地元から何かあればお願いします。</p>
〇番委員	<p>土地を貸すのに分筆等はあるか。</p>
推進委員	<p>〇〇にもある体験農園との違いは。</p>
事務局	<p>分筆等はなく、貸付規定に基づき貸し出します。新宮町に4か所体験農園がありますが、農園利用方式をとっています。体験農園との大きな違いは、農作業の体験ではなく、町と協定を結ぶことで、農地法によらず、農地の区画貸しを行うことができることにあります。</p>
推進委員	<p>町の補助制度は。</p>
事務局	<p>町の要綱で補助制度はありますが、予算の関係上、事前の相談が必要です。補助要件もあり、今回、補助制度は利用されません。</p>
〇番委員	<p>トイレがなくて大丈夫なのか。問題は生じないか？</p>
事務局	<p>トイレについては、こちらからも確認しましたが、管理上の問題等もあり、設置されないとのこと。地元にも同様に説明してあります。貸付の際にきちんと説明されるよう指導しています。</p>
会 長	<p>他に意見がなければ、特定農地貸付承認申請出書について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。</p> <p>引き続き報告案件について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>それでは報告案件、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について説明します。10頁になります。土地の所在〇〇、地目台帳田、現況宅地、面積186㎡。所有者、〇〇、転用届出者、所有者に同じ。転用目的、共同住宅駐車場。都市計画、市街化区域、第1種低層住居専用地域、農振計画、区域外。1筆合計186㎡についてです。11頁をお開きください。位置図になります。〇〇にある農地となります。12頁に現況のわかる航空写真を、13頁に参考字図集合図を添付しております。14頁が計画図となります。計画地について、隣地既存共同住宅建て替えに伴う駐車場整備となります。申請地は、現況がすでに駐車場のよう利用されており、今回の建替えて正式に駐車場として整備されます。計画地周辺は、既存ブロック</p>

	<p>等で境界を明示、雨水は集水して敷地内側溝から町道側溝へ、汚水は下水へ接続します。近隣に農地がなく、近隣への影響もありません。以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>何か質問はありませんか。ないようであれば、その他について、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>その他について説明させていただきます。(別紙資料、区長会配布と同じ)</p> <ul style="list-style-type: none">・新宮都市計画事業三代土地区画整理事業について説明 <p>各委員から質問、意見等 次回、都市整備部局から詳細について説明。</p>
会 長	<p>他に何か意見は。ないようであれば次回の日程調整を行います。 次回農業委員会は令和2年8月6日(木)16時00分から開催します。 これをもちまして7月の農業委員会総会を閉会します。</p>
事 務 局	<p>全員起立、礼、お疲れ様でした。</p>